

2 さいたま市

建設 工事	査 計 測 量 調	維 持 管 理 設	土 木 施 工	書 類 名	摘 要
-	○	○	○	1 申請事業所の写真・案内図(様式C-10)	【代理人を置く事業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】 写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚添付してください。白黒写真は不可とします。
○	○	○	○	2 個別情報報告書(様式D-4)	※1 を参照 ・全申請者(希望工事・希望業務の追加のみを除く)が、申請業務、事業所所在地にかかわらず提出必須の書類となります。
○	-	-	-	3 災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)(郵送提出の場合は原本)	・令和6年8月1日現在有効な災害協定を締結している事業者が対象です。 ・さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害協定を直接締結している場合は、協定書の写しを提出してください。 ・さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害協定を直接締結していないが、加盟している団体が締結している場合は、災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)(証明日が申請日前3か月以内のもので現状を反映しているもの)を提出してください。(詳細は、※2 を参照)。
○	-	-	-	4 エコアクション21の認証・登録証の写し	申請日現在、一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21を認証されている事業者が対象です。 ※ISO14001を認証されていて共通書類としてその写しを提出している場合は、提出する必要はありません。
○	-	-	-	次のア～エのいずれかの書類の写し又は加入している場合 ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証 エ さいたま健幸ネットワークに加入している者	申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。 ア さいたま市と包括連携協定を締結している者 イ さいたま市SDGs認証企業として認証されている者 ウ さいたま市健康経営企業として認定されている者 エ さいたま健幸ネットワークに加入している者 ※エは提出書類はありません。

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理	土 木 施 設	書 類 名	摘 要
○	-	-	6	さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した災害協定等又は要請に基づく活動実績の報告	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間で①から④のいずれかの活動実績を有する者が対象です。 ・契約(単価契約も含む)に基づく地震、風水害、雪害等の災害時における応急復旧等の活動は対象外です。 ・注意事項は、※3 を参照。 <p>① さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で直接、協定等を締結していないが、協定等を締結している団体に加盟し、災害時における応急復旧等の活動をした場合は以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害協定の協定書の写し イ 災害協定に基づく活動実績に係る書類、又は団体発行の活動証明書 ウ 団体に所属していることを証明する資料 <p>② さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で直接、協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした場合は以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害協定の協定書の写し イ 災害協定に基づく活動実績に係る書類 <p>③ 団体経由でさいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づく活動をした場合は以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請、依頼、又は指示文書の写し イ 活動実績に係る書類、又は団体発行の活動証明書 ウ 団体に所属していることを証明する資料 <p>④ 直接、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づく活動をした場合は以下の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請、依頼、又は指示文書の写し イ 活動実績に係る書類
○	-	-	7	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者 イ 従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者 <p>詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画策定の届出を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。
○	-	-	8	女性技術者又は若手技術者の資格者証、及び常勤していることがわかる書類の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者(実務経験のみによるものは除く。)になりうる女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満の者)が1人以上常勤している場合(従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。)が対象です。 ・監理技術者証、施工管理技士検定合格証明書等専任の技術者になりうるということがわかる書類を提出してください。 ・提出書類によっては申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等)の写しが必要な場合があります(健康保険証の写しを提出する場合は、※4 を参照)。

建設工事	設計・測量・調査・	土木施設維持	書類名	摘要
○	-	-	9 CPDS/CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事申請業種「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」「造園」が対象です。 ・提出書類によっては申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等)の写しが必要な場合があります(健康保険証の写しを提出する場合は、※4を参照)。 ・提出書類の種類は以下のとおりです。各証明書の証明及び履修期間が令和元年8月1日から令和6年7月31日の期間で取得したものが有効となります。 <p>①「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」 継続学習制度(CPDS)学習履歴証明書の写し</p> <p>②「公益社団法人土木学会」 CPD記録登録証明書(継続学習記録登録証明書)の写し及び申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写し</p> <p>③「建築CPD運営会議」 建築CPD実績証明書の写し</p> <p>④「造園CPD協議会」 造園CPD実施記録登録証明書の写し及び申請する企業に在籍していることがわかる証(健康保険証等)の写し</p>
○	-	-	10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <p>申請日現在、次のいずれかに該当する事業者が対象です。</p> <p>ア 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者又は同法第12条の規定による認定を受けている者</p> <p>イ 従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者</p> <p>詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html)</p> <p>・一般事業主行動計画策定の届出を提出する場合は、申請日現在、計画期間中である場合のみ対象です。</p>
○	-	-	11 さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている事業者で、有効期限内である場合のみ対象です。 ・同要綱第10条第3項により認定の更新を受けている場合は、消防団協力事業所認定継続通知書の写しを提出してください。
○	-	-	12 協力雇用主の登録に関する証明書	<p>【建設業法に規定する主たる営業所の所在地が、さいたま市内の場合のみ対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録している事業者が対象です。 ※ さいたま保護観察所以外の登録は対象外です。 ※ 発行日が申請日前3か月以内のもの

※ 3～12の書類について、組合等においては当該組合等として要件を満たしている場合のみ対象

※ 提出書類間に相違がある場合は、【基本共通情報(様式B-1)】の内容に統一することがあります。

※ 市税の納税証明書の提出は原則不要です。

共通書類の納税状況等照会同意書兼誓約書(様式C-14)の同意をもって、税担当課へ納税状況等(法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税)の確認を行います。

但し、納税状況等が確認できないときは、納税証明書等の提出を求めることがあります。

地方税法第296条第1項第2号に該当し、かつ同法施行令第47条で定める収益事業がない法人の場合の提出書類については、さいたま市契約課までお問い合わせください。

【さいたま市提出書類】の問合せ先

さいたま市 財政局 契約管理部 契約課 契約管理係

TEL:048-829-1179 FAX:048-829-1986

※1 【個別情報報告書(様式D-4)】について

商号を入力してください。

- ① 「本店の郵便番号」は、【基本共通情報(様式B-1)】の「本店又は主たる営業所の所在地」に入力した所在地の郵便番号をハイフンなしで入力してください。
- ② 自社と資本関係・人的関係にある会社等で、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格審査申請(建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理)を行った、又は行う予定のある他の会社がある場合は「はい」を、いない場合は「いいえ」を選択してください。また、「はい」を選択した場合は、「資本関係・人的関係調書(様式C-13)」を提出してください。
詳しくは、<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p095724.html> 内の「【お知らせ】資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限の運用見直しについて(令和2年5月1日更新)」をご覧ください。
- ③ **個人事業主のみ入力してください。**
 - ・「代表者住所」は、事業所の所在地ではなく、代表者の住民票住所を入力してください。事業所と代表者の住民票住所が同じ場合も入力してください。
 - ・「代表者の生年月日」は西暦で入力してください。
 - ・「直近の市民税・県民税・森林環境税納税通知書の宛名番号」は、税担当課から送付されている個人市民税・県民税・森林環境税の納税通知書(様式D-4欄外参照)の宛名番号を入力してください。
 - ・さいたま市内在住でない場合は「さいたま市外在住」と入力してください。

※④⑤は、建設工事を申請する場合にのみ、入力してください。

- ④ 申請業種について、業種ごとの会社全体の申請日現在の監理技術者の人数を入力してください。監理技術者の人数は「0人」の場合も必ず入力してください。未入力の場合は、「0人」とみなします。
- ⑤-1 防災協定締結の有無を、「経営事項審査の総合評価値通知書」のとおり選択してください。
- ⑤-2 次のア又はイのいずれかの書類を提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と
ア 災害協定を直接締結している場合は協定書の写し
イ 災害協定を直接締結していないが、加盟している団体が締結している場合は、災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)(申請日3か月以内のもので現状を反映しているもの)。郵送提出の場合は原本を提出してください。
なお、提出書類の対象となる災害協定は次のとおりです。
 - ・「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」
 - ・「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」
 - ・「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」
 - ・さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した上記に類似した協定等
- ⑤-3 エコアクション21の認証・登録証の写しを提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-4 次のア～エのいずれかの書類を提出する又は加入している場合は「する(提出書類名)」を、しない場合は「しない」を選択してください。
ア さいたま市と締結している包括連携協定書の写し
イ さいたま市SDGs認証企業認証書の写し
ウ さいたま市健康経営企業認定証の写し
エ さいたま市健幸ネットワークに加入している者 ※エは提出書類はありません。
- ⑤-5 さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で締結した災害協定等又は要請に基づく活動実績の報告を提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-6 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届(受理印のあるもの)の写し(従業員100人以下の企業等の場合のみ対象)又は同法第13条若しくは第15条の2に基づく認定を受けていることがわかるものの写しを提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-7 女性技術者又は若手技術者(申請日現在35歳未満)の資格者証等、専任の技術者になりうる者であることがわかる書類及び常勤していることがわかる書類の写しを提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-8 CPDS/CPDにおける単位取得の証明書の提出をする場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。また提出する場合は、証明書の取得した単位数等を入力してください。「公益社団法人土木学会」と「造園CPD協議会」から発行される証明書は、企業単位でなく技術者個人名での発行となるため、複数の技術者がいる場合は合計した取得単位数が申請企業の取得単位数となります。この場合は、申請日現在、申請する企業の社員であることの証(健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等)の写しを併せて提出してください。
なお、対象期間内のものであれば、証明期間の短いものでも可とします。
例)証明期間が令和2年4月1日～令和6年3月31日→加点対象とする
- ⑤-9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定届(受理印のあるもの)の写し(従業員100人以下の企業等の場合のみ対象)又は同法第9条若しくは第12条に基づく認定を受けていることがわかるものの写しを提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-10 さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写しを提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。
- ⑤-11 協力雇用主の登録に関する証明書(郵送提出の場合は原本)を提出する場合は「する」を、しない場合は「しない」を選択してください。

※2 【災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)】について

- ・令和6年8月1日時点で団体に所属している者が対象です。
- ・本店又は主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。
- ・締結している災害協定について、✓を記入してください。記載してある協定以外の協定を締結している場合は、その他に✓を記入し、【 】内に締結している協定名を記入してください。
- ・加盟している団体から証明日、団体名の記入及び加盟団体名称の印影がある印鑑の押印を受けてください。
- ・なお、証明日は申請日前3か月以内のものとし、内容は現状を反映しているものに限りです。

※3 災害協定に基づく活動実績について

- ・団体発行の活動証明書は、協定名又は要請内容、災害名、活動日時、活動場所、活動内容などの災害時の活動実績がわかるものであること。
- ・「⑤-2」で災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団体加盟証明書(様式D-6)を提出している場合は重複する書類について、省略可能です。
- ・災害協定に基づく活動実績に係る書類、又は団体発行の活動証明書は、さいたま市所管課又はさいたま市水道局所管課へ報告する書類でも可能です。不明な点はさいたま市財政局契約管理部契約課契約管理係(048-829-1179)へ問い合わせください。

※4 健康保険被保険者証(健康保険証)の写しを提出する場合は、個人情報保護の観点から、「保険者番号」及び「記号・番号」が見えないようにマスキング(黒塗り)のうえ提出してください。

設計・調査・測量の申請を希望される方へ

申請業務「設計・調査・測量」において、【建築関連コンサルタント業務】を申請する場合は、申請事業所が建築士事務所登録されている必要があります。

審査結果について

審査の結果は、令和8年2月末頃に書面でお知らせします(さいたま市では競争入札参加資格申請受付システムの審査結果通知は使用していません)。入札参加申請時等に、提出を求められる場合がありますので、大切に保管してください。